

令和5年第2回大洗町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年6月12日（月曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第30号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第31号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第32号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第33号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第34号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第10号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第35号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第36号 大洗町松川交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第37号 大洗町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第38号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第39号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 令和5年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第41号 4国補道改第5-1-14号橋梁修繕工事請負契約の締結について
- 議案第42号 大洗町立南中学校空調設備改修工事請負契約の締結について
- 日程第 7 報告第 2号 令和4年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3号 令和4年度大洗町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 4号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 6号 令和4年度大洗町土地開発公社の決算報告について

日程第 8 寄附の受入れについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	飯田英樹君	2番	柴田佑美子君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	小沼正男君
7番	今村和章君	8番	和田淳也君
9番	海老沢功泰君	10番	勝村勝一君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	総務課長	清宮和之
税務課長	高柳成人	住民課長	五上裕啓
福祉課長	小林美弥	こども課長	佐藤邦夫
健康増進課長	本城正幸	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	岡村正巳	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	中崎亮二	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	深作和利	生涯学習課長	磯崎宗久
消防次長兼 消防総務課長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（飯田英樹君） おはようございます。

傍聴人の皆様へ申し上げます。朝早くからお越しいただきまして、誠にありがとうございます。皆様においでいただくことが、議員、執行部の励みとなります。今後とも宜しく願いいたします。

それでは、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるようお願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しく願いいたします。

なお、本日の会議出席者につきましては、タブレットの使用を許可することと併せ、職員を対象にインターネット上でのライブ配信を行いますので、ご了承のほど宜しく願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開会および開議の宣告

○議長（飯田英樹君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和5年第2回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（飯田英樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、6番 小沼正男君、7番 今村和章君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（飯田英樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日6月12日から14日までの3日間といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎議案第30号ないし議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第3、議案第30号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第31号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第32号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第33号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第30号から議案第33号の専決処分4件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

1ページをご覧ください。

議案第30号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正について、令和5年3月31日付で専決処分したものであります。

主な改正の内容といたしましては、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された森林環境税に関して、町民税の均等割と併せて徴収するものであります。

また、固定資産税においては、税負担軽減措置として、中小企業の前向きな設備投資に伴う負担軽減措置、大規模改修工事を行ったマンションに係る課税標準の軽減措置および電動バス導入に係る充電設備等を取得した場合に対する特例措置等を新設するものであります。

次に28ページをご覧ください。

議案第31号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるとしても、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正について、令和5年3月31日付で専決処分したものであります。

主な改正の内容といたしましては、議案第30号と同様に、固定資産税に係る改正を行うほか、地方税法等の改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

次に31ページをご覧ください。

議案第32号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるとしても、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正について、令和5年3月31日付で専決処分したものであります。

主な改正の内容といたしましては、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を2万円引き上げるものであります。

また、低所得者世帯に係る保険税の負担を軽減するため、5割軽減および2割軽減措置の対象となる所得判定基準を引き上げ、対象世帯の範囲を拡大するものであります。

続いて41ページをご覧ください。

議案第33号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に、感染症法上5類感染症に位置付けられたことに伴い、人事院規則において防疫作業手当の特例が廃止されたことから、本町職員の特殊勤務手当についても国の取り扱いに準じた措置とするため、同日付けで専決処分したものであります。

以上、議案第30号から議案第33号の4件につきまして説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決をお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第30号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） このいわゆる税条例、何年読んでもなかなか理解できない、正直な話。私がかつ勉強なんだろうと思うんですけども。簡単にかいつまんで、いくつもの項目がありますけども、単純にですね、単純という言い方はおかしいんですけども、もっと一般的な考え方で、ここがこういう形になりますというところをご説明いただければ幸いなんですけれども、少し読んでみても、一部よく理解できないところがありましたので、そのあたり、執行としてはいかがでしょうか。ご答弁いただければお願いしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 税務課長 高柳成人君。

○税務課長（高柳成人君） 坂本議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

今回の税改正のですね概要ということで、議員の皆様のお机の上にですね概要のほうの資料のほうを配付させていただいております。こちらを基にですね、ご説明申し上げたいと思います。

2点目のですね改正の主な内容ということになりますけども、初めに町民税のほうから、新たにですね森林環境税、こちらが創設されることに伴う条文の改正となっております。新旧対照表でいきますと8ページですね、第34条の9第2項から14ページ、第47条の6第2項、こちらの各項に該当する改正内容となっております。こちらの森林環境税の導入に伴う改正でございますけども、温室効果ガス排出削減目標の達成、あるいは災害防止を図るための森林整備等に必要でですね地方財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しくですね負担を分かち合って森林を支える仕組みといたしまして、令和6年1月1日に新たに創設され、令和6年度より課税される国税となっております。

内容につきましては、課税対象、国内に住所を有する個人に対して課税となります。徴収の方法はですね、個人住民税の均等割と合わせまして徴収と。課税額は、年間1人当たり1,000円。使途でございますけども、都道府県および市町村に森林環境譲与税といたしまして譲与されまして、それぞれの実情に応じまして森林整備およびその促進に関する事業、こちらに幅広く弾力的に活用される内容となっております。

続きまして(2)軽自動車税になります。①番のほうはですね、環境性能割の区分の見直しとなっ

てございます。新旧対照表でいいますと、21ページ下段、附則第15条の2から22ページ、附則第15条の6、こちらの各号に該当する改正内容となっております。こちらの環境性能割につきましては、燃費性能に応じまして自転車を取得したときに課税される税金となっておりますけれども、それぞれ燃費性能に税区分が制定されておりまして、その区分をですね2年ごとに見直すということになっているところでございますが、今回令和5年度におきましては、見直しの年となるところでございますけれども、今回のコロナによる半導体不足の状況等、こちら踏まえまして、令和5年4月からの見直しは行わずですね、現行の税率区分、お手元の資料の下段の左側のほうですね、こちらを令和5年12月末まで据え置きまして、その後、下段のフローのですね右側、改正内容のとおり令和6年1月と令和7年4月にですね、各税区分による年費基準の達成度をですね、段階的に引き上げていく形での改正内容となっております。

続きまして、②番になります。こちらはグリーン化特例ということで、種別割の経過措置の延長という形になります。新旧対照表22ページ、附則第16条から25ページ、附則第16号の2第3項、こちらの各条項に該当する改正内容となります。こちらに関しましては、電気自動車等を取得した場合、翌年度の種別割が75%軽減される経過措置でございます。こちらの適用期限はですね、現行の令和5年3月31日までから3年間延長いたしまして、令和8年3月31日までとする内容でございます。そのほか、項ずれの反映となっております。

続きまして、資料の裏面の(3)固定資産税になります。こちらまず1点目、地方税法附則第15条の4項、こちらの削除に伴う項ずれの改正となっております。こちらは新旧対照表18ページ、附則第10条からとなっております。

続いて2点目でございます。

税負担軽減の創設ということで、固定資産税の特例措置における改正内容となっております。①番に関しましては、新旧対照表18ページ、町条例附則第10条関係の内容となっております。令和3年度改正における附則第64条が今回削除されることに伴う条文の改正となります。この附則第64条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規設備投資を行う中小企業を支援する、こちらの観点から固定資産税、いわゆる家屋償却資産、こちらのほうを軽減するというようなところの措置でございます。こちらの法附則第64条は平成4年度末での適用期限に伴う廃止となることによりまして、令和5年4月1日から新たな特例措置ですね、附則第15条の45項、こちらが新設されるというような内容でございます。こちらも下のほうにありますように、課税標準の特例につきましては、先端設備導入計画におきまして雇用者の賃金値上げを計画書にですね記載した場合、あるいは記載してない場合におきまして特例率は変わってございます。こちらの記載のなしの場合は3年間、課税標準を2分の1に軽減、記載ありのほうは課税標準を3分の1に軽減し、令和6年3月までに取得した場合は5年間、令和7年3月までに取得した場合におきましては4年間の軽減対象となるという内容でございます。適用期限は2年間ということで、令和7年3月31日までに取得した設備となっております。

続いて、②番のですね長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに係る税額の軽減措

置でございます。新旧対照表のほうは20ページから21ページ、附則第10条の2の25項及び附則第10条の3の12項、こちらが該当条文となっております。該当マンションといたしましては、築後20年以上が経過し、過去に長寿命化に資する大規模改修工事を実施しているなど一定要件を満たすマンションにつきまして、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに大規模改修工事を実施した場合に、建物に係る翌年度の固定資産税のほうを3分の1に軽減する、こちらの内容でございます。また、条例附則第10条の3の12項、こちらにつきましては、大規模改修工事を実施した場合における申請書類の関係の書類を明記している内容でございます。

続いて、③番目、一般の乗合旅客自動車運送業者に係る課税標準特例措置でございます。新旧対照表18ページ、附則第10条関係となっております。こちらにつきましては、法附則第15条の46項、先ほど説明した45項と共にですね、新たに新設される内容となっております。内容といたしましては、電動バスを導入するために充電設備等の償却資産および充電設備および電動バスが駐車する土地に対しまして設置が完了した翌年度から5年間の固定資産税の課税標準を3分の1に軽減するものとなっております。適用期限については、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

続きまして、(4)都市計画税になってございます。新旧対照表30ページ、都市計画税につきましては記載のとおりですね、固定資産税の改正と同様にですね改正を行うほか、地方税法の改正に伴う引用条項の整理を行う内容となっております。

説明については以上です。宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございました。

我々、何年やってもこの条文というのがですね読み解けない、さらに、ここからの、もういろんなところから記号だけがくっついてくるんで、本来のその文が全部読めないというのがですね、このいわゆる議案書であってもそういう内容になってます。ですから、その前段としてね、全協とか何かで説明があったり、今回はありませんでしたけども、少しもっとかいつまんでまずわかるような書類というのにも必要かなど。これはもう何年やっても、多分ですね、我々でもそうですし、これを作るであろう国会議員とか官僚の皆さんだって、官僚の皆さんがもう本当に手すみを入れて作ったものって、我々本当にわからないと思うんですよ。そのあたりはですね、もっともっと懇切丁寧な文が付帯としてついててもいいのかなというふうに、これお願いを申し上げまして終わりにします。多分私以上に皆さんはわかっていると思うんですが、私、何年やってもあまり頭いいもんじゃないもんですから、ちょっとよく理解できなかったということです。終わります。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 森林環境税について伺います。

一つは、県の条例でも同じような内容の条例があると思いますが、それと併せて今回の整合性といえますかね、国のほうにも納めるといふ、こういうのはどういうふうに捉えているものですか。

○議長（飯田英樹君） 税務課長 高柳成人君。

○税務課長（高柳成人君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

県のほうです。課税されているものに関しましては、森林湖沼環境税という形のものだと考えてございます。今回に関しましては、森林環境税ということで、あくまでも国税でありまして、森林湖沼のほうは県税という扱いになってございますので、いずれにしましても町のほうに譲与されて、松くい虫の防除であったりとかですね、伐倒事業、あるいは空中散布等々の費用にですね充てられるというような内容となっております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 県のほうはね森林環境ということも含めて、国のほうも同じような状況で、これは温室効果ガスに対しての削減を目指すという点からすればね、同じだと思いますし、あるいはその災害を防ぐという、そういう大きな目的があると思うんですが、1家族5人家族だと5,000円にもなるんですね。今、町の利益はどんなことがあるのかなというふうに質問しようと思ったんですけども、松くい虫の防除、こういうのに使われるだろうということが説明されましたが、当然、今までよりもそれは増加すると、増額できるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 税務課長 高柳成人君。

○税務課長（高柳成人君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

こちらですね、森林環境税といたしましては、先ほどご説明しましたとおり、令和6年度からのスタートという形になりますけども、森林環境譲与税に関しましては、令和元年度からですね町のほうに収入として入ってきてございます。令和元年度当初におきましては約85万円程度でございましたけども、昨年度、令和4年度の実績といたしましては約250万、こちらが町のほうの歳入として入ってございまして、それぞれですね森林の整備に関する費用に充てて計画を立てているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 250万という数字出されましたけども、例えば大洗町の町民1万5,000人いますから、これ1,000円を掛けるとね1,500万というのを町民が納めると。それに比べると250万円という額からすればね、非常に少ないということになりますけども、それも町だけ考えればね、そういうことではしょうけども、温室効果ガスという広い意味で考えれば、そういう考え方もね、これは必要かなと思いますので、そういう250万にとどまらずね、もっとしっかりとその松くい虫を防除するという力をね、もっと入れてほしい。既にパークホテルの後ろ側辺りには、松くい虫にやられたような松が数本見られますよね。これがもっと広がるんじゃないかというような心配も持っていますので、もっともっと監視するというところで体制を整えてね、年中行事のように薬剤を散布するという、それを前提として、それ監視する仕事もね、もっと力を入れてほしいなというふうに併せて求めまして終わります。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第30号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第31号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第31号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第32号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 後期高齢者支援分として2万円の引き上げであります。この目的っていいですかね、なぜ2万円引き上げたのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 菊地議員のご質問にお答えします。

今回の引き上げですが、今後の高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の増加が見込まれておりまして、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、必要な国保税収入を確保することとすれば、限度額のある高所得者層の負担は変わらないなかで中間所得層を中心に負担を求めるとなります。保険税の上限を引き上げることによりまして、高所得者層には応分の負担をいただくこととなりますが、負担感が重いと言われる中間所得層の負担上昇をできる限り抑制することを目的として条例を改正しております。

賦課限度額につきましては、基礎賦課分と後期高齢者支援金賦課分、介護納付金賦課分、国保税というのはこの三つで構成されておまして、それぞれの限度額超過世帯割合のバランスを考慮しまして、毎年2万円から4万円の引き上げを行っております。そのなかで今年度は医療分と介護納付金賦課分につきましては据え置きとなりました。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 子育て世帯についてね、子育て世帯をとということで、異次元の子ども支援ということがいわれておましてね、その一つに出産一時金の引き上げをしようということが大き

く打ち出されたんですが、その財源がどこから持ってくるかという、75歳以上の高齢者の方々のお金でその一時金を賄おうというような考え方が示されましたが、その財源として今度の引き上げというのは、これ関わっているのか関わっていないのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 菊地議員のご質問にお答えします。

今ですね、子育て支援ということで、全世代で支えようということで、後期高齢者医療保険料につきましても、今の去年の10月からですが、2割負担の方が出てきたということで、現役並みの方が3割ということで、今はまだ議論の段階なんですけども、今後3割負担のほうも増やしてという検討が政府のほうでなされているようですが、今回の条例改正とは無関係のものでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第32号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 異議がありますので、議案第32号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、起立採決により行います。

お諮りいたします。原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田英樹君） 起立多数であります。したがって、議案第32号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第33号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第33号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、原案のとおり決しました。

◎議案第34号および議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第34号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第10号）の専決処分につき承認を求めることについて、議案第35号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第34号および議案第35号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

初めに、議案第34号についてご説明いたします。

令和4年度大洗町一般会計補正予算（第10号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

3月31日付にて専決処分いたしました令和4年度大洗町一般会計補正予算（第10号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ103億563万1,000円とするものであります。

4ページをお開き、下段をご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

2款総務費の地域づくり総務費につきまして、「ふるさと納税事業」における令和4年度の寄附見込み額を、第7号補正予算により9億300万円と設定しておりましたが、令和4年度の寄附実績として9億2,800万円程度となったことから、寄附者への返礼品に係る経費や基金への積立金などと合わせて2,500万円を追加計上するものでございます。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、上段の歳入のとおり、大好きです大洗寄附金2,500万円を追加補正するものであります。

続きまして議案第35号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

令和5年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

4月24日付にて専決処分いたしました令和5年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,674万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億6,074万8,000円とするものであります。

9ページをご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

3款民生費の社会福祉総務費ですが、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響が大きい低所得世

帯に対し、国の地方創生臨時交付金を活用し、1世帯当たり3万円を支給する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」について、関連経費と合わせまして6,364万5,000円を追加計上するものでございます。

続きまして、下段の児童措置費をご覧ください。

社会福祉総務費と同じく、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響が大きい低所得者の子育て世帯に対し生活支援を行う観点から、児童1人につき特別給付金5万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金」について、関連経費と合わせまして1,310万3,000円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、8ページの歳入のとおり全額国庫支出金で賄われます。

以上、議案第34号および議案第35号につきまして、地方自治法第179条第1項本文の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものでございます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第34号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第10号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第34号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第10号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第35号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第35号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、原案のとおり決しました。

◎議案第36号および議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第4、議案第36号 大洗町松川交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第37号 大洗町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第36号 大洗町松川交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第37号 大洗町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案第36号につきましては、松川交流拠点施設の持続可能な運営展開を図るため、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、利用料金制を導入し、併せて利用料金の上限額を改正するもの並びに利用に関する業務の追加を行うものであります。

次に、6ページをご覧ください。

議案第37号につきましては、町内におけるキャンプ施設の料金設定の整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、議案第36号と同様に、利用料金の上限額を改正するものであります。

以上、議案第36号および第37号の議案2件について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第36号 大洗町松川交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 先日、この内容につきましては全員協議会のなかで詳細をお聞きいたしました。私が今質問したい内容は、いわゆる今回、指定管理者として出す3層制になる部分に対して、この条例そのものというのは、その真ん中である2層制の今までやられてた松川の皆さんの組合、協同組合というんでしょうか、正式な組合ではありませんけども、運営委員会が主体になるのかどうか、またはそこから下請けに出すというような説明もいただいておりますけども、こういったこの3層制をするためのこの条例は、どこにその条例として当てはまるのか。通常ですと、直接的な契約者になるわけですから、その直接的な契約者のなかに3層制といわれている実質的なところを運営するであろうところが、そこに連名として入るのかどうかというのは大きな問題になりますので、このあたりはどのような取り組みを考えられているのか、まずはお尋ねしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 坂本議員からご懸念と申しますか、そのご指摘でございますけれども、これにつきましては、今も松川のいわゆる方々が、例えば農作物を販売されたりしておりますけれども、あれはどこかに委託をされるなり、どっかから購入されている。また、警備等もほかへお願いしているということでありまして、この運営について、キャンプ場の特に運営でありますけれども、これを専門的な皆さん方に一部お願いをしていくという、そういう考え方で、シンプルな考え方で申しますと、そういう考え方で今回の改正に至ったということでありまして。もともとそのスタートは、今、議員がご指摘がありましたように、主として、この指定管理者として、これからも運営していく、すなわち主となるのは松川のこの皆さんでありますので、ここについては全く変わりがございません。ただし、この松川の皆さん方がやろうが、専門家の皆さん方が運営しようが、今の、この条例改正前の現行条例のなかでのいわゆる料金体系のなかでは、どうしてもこの全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、どうしても採算合うということが、いわゆるこの町の持ち出しをなくすということが非常に不可能だということが見えてきておりますので、当初からそういうことは、おそらくこの場でもご指摘があったかもわかりませんが、そういうことがありましたので、ではここで私が今、提案理由で申し上げましたとおり、持続可能性ということをしかりこのキャンプ場、追求するためにはどうしたらいいかということになりましたら、適正な利用料金をいただくことが第一だろうと。ですから、主として松川の皆さん方が、これ当然私どもでもお願いしているのは松川の皆さん方でありまして、松川の皆さん方が運営をしていくという、そのためにこの持続可能性を追求するためには、この条例改正が必要だというそういう判断に至った上での今回のご提案でありますので、ご理解のほどお願いしたいというふうに思っております。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。先日も同じような内容を町長のほうからは説明をいただきました。まだ私のなかでは咀嚼できてないところがいくつかありまして、一般的に言葉のなかでのやり取りはそのとおりのなんだろうと。現実的な今の松川の夕日の郷の運営というものが、例えば販売しているものを町に入れます。こちらのほうから、一般的に運営費を差上げてますと。この差というのは、今どのぐらいになって、実質的な赤字という数字で表しているのかどうかわかりませんが、どのような今、そのキャッシュフローとしてなっているのか、まずあとそこをお尋ねをしたいと思います。

さらにですね、その3層制になるという言い方、よく私はしました。実質的な運営をする方々と松川の運営協議会の皆さんたちが、その間をどのようにやっている、完全にその運営をする団体を管理するのかどうかというものが、どういう形でなるのかっていう、この辺の具体性がちょっとまだ私のなかでは見えてないところがありまして、どのような運営方法になるのか、具体的な方法が決まっているのであればお尋ねをしたいと思います。この2点お願いをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 詳細につきましては、担当課長のほうから申し上げますけれども、細かい数字

については、年度ごとのこの差異がありますので申し上げますけども、基本的には町が今、指定管理料として夕日の郷松川の協議会の皆さん方に指定管理料をお支払いして運営をしていただいているということであります。これについては全くこれからも変わりありません。指定管理者は夕日の郷の松川運営協議会の皆さん方に、石山議員からこの間ご指摘いただきましたけども、任意団体である地元の皆さん方をお願いをしていくということであります。

これについてもいろいろ議論があるところですが、もともとのスタートというのが、いわゆる松川というあの地域を、いわゆるにぎわいを持たせようと、活性化していこうということが前提としてありまして、ですから法人を作るなり何なりせずとも、地元の皆さん方の協力を得て、いわゆる地方自治でいわれているところの理想的な形、協働のいわゆる地域づくりをしていこうということが前提にありましたので、おそらくその法人格を持たせるなり何なりせずに協議会のいわゆる有志の皆さん方で運営をしていくという方法論がとられました。当然、公金を指定管理料としてお支払いいたしますので、そのいわゆる資金運用であるとか、資金管理については、十分に私どもでそこはチェック機能を果たしながら、十分なその信頼関係の下にこれまで運営がなされてきました。

一つ課題となりますのは、何度も申し上げておりますけども、やはりどうしても指定管理料をこちら側で支出しなければならないということ、それから、地元の皆さん方の協力で成り立っておりますので、今後もそういうことが持続可能かどうか、年齢的にいっても、幅を見ても、なかなか次世代へ引き継ぐというのが非常に困難ではなかるうかということがございました。そして、施設も、これからどんどん御存じのように老朽化していきますので、これから管理運営費用がかかってくると。そのたびに、これから町が支出をしていかなければならないということを考えていった時に、改めてその持続可能性というのが追求できるのかなということが一つにございました。

そして、じゃあこれを自主自立と申しますか、自己完結できるような体制をとるためにはどうしたらいいかということを考えていった時に、一つ考えられましたのが、この料金体制を見直していくことであります。ですから、シンプルに考えれば、坂本議員言われるように3層構造だということが前提にあると、なかなかわかりにくいかわかりませんが、自主自立をするためにこの条例改正をするということ、そして、自主自立するにおいて、これだけ利用料金を上げるという、これはあくまでも一つは上限でありますけども、上限これだけ上げるということになりますと、どうしても専門的知見が必要でありますから、松川の皆さん方ばかりでは、なかなかこの料金を上げたり下げたりするということが、なかなかこの専門的な経験であるとか実績がないとうまく機能しませんので、いわゆる自分たちができない部分をこの専門家の皆さん方をお願いをすると、こういう考え方で臨んでと申しますか、臨んでいかれるということであります。私どもとしては、当然大洗町の施設でありますから、大洗町の施設としての最終責任を私が負わなければならないので、十分にこの専門家が入ったからといってどうこうする、専門家に手放しでお願いする、この間の全員協議会でも裁量なる話が出ましたけども、決してその事業者に裁量を持たせるということではなくて、私ども大洗町として裁量をしっかり持って、これから運営をしていきたいということでありますし、当然地元の皆さん方が主でありますから、この地元の皆さん方が松川の協議会として、すなわち専

門家の皆さん方をしっかりコントロールする。専門家の皆さん方を、なかなか地元の皆さん方ばかりでコントロールできなければ、当然町が最終責任を負う事業主体、事業を担う最終責任者でありますので、しっかりそこは話し合いをしながら、これまで以上に、より強固な形でこの地域の再生、そしてこの施設を造っていった最初の理念を棄損することなく私どもとして自主自立できるような、そういう体系をとりたいということでもありますので、いろいろとまたご懸念もおありな部分も十分に承知いたしておりますけども、是非いろんな意味でご指摘をいただいて、また、私どももしっかりこれがかなっていけば、今後いろんな展開、隣接地ももう埋め立てをして、地元の皆さん方からいろんな要望をいただいておりますので、そういうことも民間の活力を活用できれば私どもとしても、これ幸いと申しますか理想的な形へ飛躍させることができると思っておりますので、是非いろいろな意味でご指導をいただければと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 坂本議員の松川の施設のですね収支の状況について説明をしたいと思っております。

松川につきましては、平成28年度オープンしまして7年が終わっております。そのなかで7年間、これまで全て赤字ということで、常態であります。平成30年にですね本格的にこの施設が稼働いたしまして、平成30年につきましては－350万円、そして、コロナ禍でございました令和2年・令和3年につきましては、それぞれ－220万円、そして令和3年については－135万円になっているところでございます。直近のですね令和4年度につきましては、キャンプブームということもありまして、努力もありましたけども、実際に－50万円ということで赤字の状況が続いているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございました。町長の答弁は、前にも十二分に説明をいただいております。今の数字も、そんな大きい数字ではない、最近の数字ということ。それだけ人が少しずつつき始めた、使用し始めたということなんだろうと思うんですけども、そういう流れのなかでここへ、最後にもう一つですねお尋ねしたいのは、町長にお尋ねしますけども、残りのあの裏側にある約4ヘクタールぐらいの埋め立て地、横ですね、あの地域はこの中に入ってくるのかどうか、将来的な問題として。現状は、松川の今の場所なりますけども、将来的なものとして、そこをどのように活用していくのか。さらにその時に、万が一にですよ、これ、するしないは別として、するという前提があった場合に、その時に何かの資本投下があった時には、町がどのような立ち位置にいるのか、そういう点も含めて、もしそこに何かできて、また今回の松川もそうなんですけども、松川にこういう施設を、いわゆる3層制の一番末端といわれるか、事業者、直接的な事業者がそこに何かのものを、個人の事業者の投資で何かをつくった時、その時の管理運営は町を離れるわけですね。地上権の問題とか、いろいろそういった別な資産としての問題が出ますけども、そのあたりというのは将来的にどのように考えられるのかどうかですね。可能性の問題でありますけども、どのように考えているかお尋ねします。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 坂本議員から前向きなご指摘をいただきました。私が就任して早々に、あのいわゆる南側の地権者の皆さん方から、何とかここを押していただけないかというお話がございました。もう非常に気持ちといいますか、今まで献身的に町に、いわゆるいろんな意味でご協力いただいた皆さん方ばかりでありますので、財政関係許せば私も何かしたいという思いがあります。しかし、この行政がこれまで、これはもう全国的に、大洗だけでなくと言われることですが、ああいうサービスを展開して、絶対にうまくいくという保証はないわけでありまして、むしろ絶対にうまくいかない部分のほうが非常に多いことが多々見られるわけでありますから、私としては今のこの財政環境のなかで、いろいろこの場でも非常に財政が厳しいというお話をしておりますけれども、こういうなかで町が何か資本投下をしてあの地域でこれからいろんなことを展開するということは、現時点ではありえませんというお答えをさせていただきました。ただし、何かこの民間からそういういろんないわゆる引き合いであるとか、また、私どもとしてもその引き合い以上に、この地域は素晴らしいところなんで、是非何か民間の資本投下をしていただけないかというお話をずっと繰り返してわたってするという約束はさせていただきましたし、現時点でもそういう考え方で誘致ができればいいというふうに思っております。

私は市場原理で、基本的には、今後その先、例えば今ある松川の交流拠点のやられている、一番下でこれからおやりになろうであろうその皆さん方が、いわゆる拡充されるといったとしても、私どもで何か財政出動するような予定はありませんし、また、そういうふうな財政出動することによって何かをしていくということが私は適当とは思えません。しかし、国の資金であるとかそのほかを活用することによって、そして財政投下しても、最終的にその投下した資金をその事業者なりから、例えば境町でもそういう方式をとっておりますが、最終的にその家賃なり、また、いろんな意味で返済金として町へ返済していただけるようなことが可能であるならば、私どもとしてはそういう資金については、資金と申しますか国の資金を活用したそういう展開は、議員の皆さん方にご相談をしながら進めていきたいというふうに思っております。

ですから、いろいろくどくなりましたけれども、基本的に私どもとしては、あそこの地域のいわゆる活性化ということについては、これまでいろいろご協力いただいた皆さん方に本当に感謝を申し上げながら、そしてこれから先どうするかということにつきましては、できれば民間活力を導入した形で展開をしてもらいたい、いわゆる民民で、よくいわれるところの民間でいろいろやっていただきたい。ただし、いろんな意味でこの大洗町というのは財政的に厳しい環境にございますけれども、小さくてもいろんな意味でスピード感を持って展開できるような、議員の皆さん方との信頼関係のなかでいろんな意思決定をしているなかで、非常にこのスピード感を持ってやれるというのが大きい自治体と違う優位性であるというふうな認識を持っておりますので、私どもとしては、財政投下するといういわゆるそのアクセルにはなれませんが、ブレーキにならないように、例えば規制緩和の関係であるとか、例えば今、現時点では調整区域でありますから、あそこは建物を建てることができませんけれども、いろんな意味で都市計画の変更であるとか、また、そのほかのいろいろな

措置を講じて展開するようなことについては、他の自治体に負けないようなスピード感と柔軟な、フレキシブルなそういう対応をもってしっかり進めていきたいというふうに思っておりますので、また適宜いろんな意味でご指摘をいただければと思っております。

そして、現時点で、これ最後に申し上げますけども、この事業者につきましても、できればこの南側の地域ももっともっと拡充していろいろな展開、別な展開であるとか、キャンプ場をさらに増やすとか、いろんなことも考えているそうでもありますので、そうなってくると地元の皆さん方のご意向に沿う形になりますので、そこで町が何か取得して、また貸すというような、そういうことは私としてはもう考えられないところでありまして、できれば自主自立で進めていただいて、地域のぎわい、そして今までいろんな意味でご尽力いただいた地元の皆さん方に、何か還元できるようなそういう展開を私としてはしっかりその推進、促進を図るべく頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞこれからもご支援のほど宜しくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○11番（坂本純治君） 終わります。

○議長（飯田英樹君） 8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） 今、課長の話を受けてね、ちょっと疑問点を持ったんですけどもね、松川のその施設の赤字幅、これが最近は少なくはなってきたんですが、この赤字というものはね、何が原因でその赤字になっているのか、その辺は把握しておられますか。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 和田議員の質問にお答えいたします。

施設の管理の方に聞きますと、やはりですね、今回の料金の見直しがありますとおり、料金の設定自体が少し低すぎるんじゃないかということの提案はいただいております。実際に物価が高騰していたり、電気代が値上がったたり、そういったことのなかで、今、料金に反映できないという状況がありますので、そういったことを踏まえて今回提案をしているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） ありがとうございます。ということは、結局あの場所、今の場所だけでは、どうやっても赤字だと、そういうように今聞こえるんですが、そうしますとね、町長がおっしゃったように、あとの4ヘクタールか5ヘクタールある、あっちも活用しなくちゃいけないだろうと。そうしますと、あそこを活用するためには、私、専門家の話を聞きましたらね、暗渠を工事しなくちゃいけないって。大体それがざっと見積もって3,000万ぐらいかかる。そのほかに今度は上から整備するとなると、まあ5,6,000万かかるだろうというふうに思うんですが、これはね、先ほど坂本議員の話のなかにも出ますけど、業者がやるのか、ゆくゆく町がやるのか、そうしないと業者がやると暗渠の今度は所有権が何やらかにやらというような面倒くさい問題が出てきて、当然これは町がやるようになるだろうと思うんですね。これはどうなんでしょうね、その5ヘクタールぐらいのものがキャンプ場として活用すれば、元は取れるだろうなどは思うんですが、その辺のね、どうでしょう、所有権の問題とか利用権、使用権、そのいろんな問題が出てくると思うんですね。その辺をどういうふうに、ちょっと話が被りますけども、その辺をどういうふうに仮に整備されて

いくつか、そういうのをちょっと俯瞰があればお聞きしたいなと思います。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） ありがとうございます。まずは、今あるその敷地のなかで利用料金を、いわゆる柔軟な対応をしていくわけですから、このなかで自己完結できるかどうか、まずこれやってみないとわかりませんので、事業者はしっかりそういう計画を立てていますから、いろいろな改築をするなり何なりをしていただいて、これはもう当然自分たちの資金投下によってやっていただくということであります。その上で、今言われたように、和田議員言われるように、次の展開ということは当然考えていただきたいというのは私どものこれ本音として、次の展開を考えていただきたい。これは採算性が合うとか合わないとかっていうよりは、私としては、もう地主の皆さん方がずっと協力をしていただきましたので、そういうその協力していただいた方々の思いをいわゆる尊重する形で、できれば向こうまですっきりいろんな意味で展開していただければと思っておりますが、ここで、これは坂本議員のご質問に際してもお答えいたしましたけども、じゃあ町が資金投下するのとかいったら、これは当然もう、回収の見込みがない資金投下というのは、当然この議員の皆さん方からそれによしという、そうせいということがあれば別ですけども、今そういうことができる状況下がないということをご繰り返して申してきましたので、例えば国や県の制度と併せて活用して、仮に国が2分の1、町が2分の1出すことで、いわゆるあそこが造成可能、さらには違った形ということで発展的にいろいろなその建物を建てたり、施設運営ができるということならば、それはそれでやれるのかもわかりませんが、その際にはしっかり事業者の皆さん方から、当然、今お願いしている指定管理者ですから、夕日の郷松川の協議会の皆さん方から、どんなふうな形かはわかりませんが、一緒にそのJV組んでる会社と申しますか、一緒に連携している事業者とともに私ども返済していくという、そういう目途が立つならば私どもで投下することは可能かも知れませんが、有利な資金、いわゆる事業者だけで例えば1億投資するよりは、町が5,000万、国が5,000万、そしてその5,000万ずつの投下によって施設の造成ができて、そして私どもの町としては、考え方からすれば5,000万だけ返済していただければ私どもは十分にペイできますから、事業者もいい、我が町もいいって、そういうことのスキームがしっかり整えば、これは当然にしてそういうことも皆さん方にご提案する日がくるかも知れませんが、現時点で、のべつもなく私どものこれまでのように支出をして、町が買い取って、そこで運営を担ってもらうというのは、もう今の時代には合わないんじゃないかなと、天から何かふってわいてふるさと納税が100億になるとか何かどっからか企業から100億資金投下していただくとか、そんなことでもあればできるでしょうけども、私はあの事業者、非常に力ある事業者ですから、そういう事業者が将来的にいろんな意味で次なる展開ということができるような、そういう促進策をしっかり一緒に併せて考えていきたい。そしてその事業者で足らざるところがあるならば、さらなる第二、第三の事業者も、しっかりと私どもであの地域をPRすることによって促進、そういう事業者がしっかり資本投下できるような、いわゆる投資できるような環境を私どもでしっかり整えていきたいと思っておりますので、またその際にはいろいろお付き合いがおりな和田議員でありますし、また、いろんな意味で経営に関しては素晴らし

い才覚をお持ちでありますので、またいろんなネットワークを使って、いろいろなそのお声をお聞かせいただいて、またいろんなところへPRしていただくことによって、さらに相乗効果が生まれる展開を求めていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） まあまあ了解いたしました。まずやってみて、それでどうなんだという形、それを見てですね後の展開を考えるということで了解です。終わります。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今度の条例改正の理由ですね、理由としてですね、料金を変えて利用者のサービス向上をですよ、これ、キャンプを行う人だと思います。買物する人では、それは違いますが。料金払うんですからね。そういうことで今度提案されたんですが、このキャンプサイト1区画という、1区画ってなってますけども、この1区画というのはどういう内容なんですか。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

キャンプサイトについての1区画ということにつきましては、車が入って、そしてあと、そこにキャンプのテントを張るといふことのスペースの区画になるところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） ある程度のじゃあ大きさ、ちょっと示してください。農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 先ほどの質問に再度お答えいたします。

夕日の郷松川につきましては、瀬沼川沿いに芝生が張られているんですけども、そこに10区画のキャンプサイトがありまして、その区画の区数で今考えるところでございます。平均的でいいますと、車1台、そしてキャンプは一つですので、5メートルから7メートルの正方形の区画になると思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） あそこを利用されているキャンプの状況を見るとね、5メートル掛ける7メートルというような大きな区画をね、必要ないようなキャンプの状況だと思うんですよ。小さなキャンプ、今そしてソロキャンプというのも流行ってます。これがなかなかこうなってきたら、その1区画を利用しなきゃならないということを考えると、サービス向上というのは、なかなかまた逆行するんじゃないかというふうにも思います。その点についてどう考えているのか、その一点。3回しか質問できないんでね、まとめますけども、町長のほうからは、この条例の中身を見ますとですね、利用料金の額は指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めると、第10条にこういうふうになってます。町長は先ほども柔軟に対応していきたいという、そういう考え方をされました。そういうふうにした時に、今回のこの利用料の表を見ますとね、4項目しかないんですよ。これまでではもっと細かく表があって、安いといえば安いかもしれません。さっき、赤字の原因がそうだったという話ですから、そういうことでありまして、9項目かな、9項目から4項目まで、非常に単純化しちゃってる、あるいは大雑把になっているという、そんな変更なんですよね。大体こういう

ものは、子どもについてはね半額にするとか、いろいろとそれこそ柔軟な料金設定になって活用されているというふうになってはいますが、これがそのまま4項目に収れんした、まとめたっていうのは、どういう観点からこういうふうにしたのか、2点伺います。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 再度の質問にお答えします。

今回の料金の導入の件でございますけども、課題が大きく四つございます。一つはですね、先ほどお話しておりましたとおり収支が毎年赤字ということ、あとそしてですね、もう一つは、利便性の向上でございます。実際にキャンプの申し込みなんですけど、今現在、大洗キャンプ場だったりサンビーチキャンプ場についてはネットで予約をしているところがございますけども、実際そのようなノウハウができないところがございまして、そういったことも含めてネットで予約できるようなそういった利便性の向上でサービスの向上をこれから図っていきたいと考えております。

加えてですね、キャンプの区画でございますけども、実際に今、松川で10区画あるところがございますけども、今回、いろんな魅力ある施設づくりをするなかでリニューアルをするなかで、いろんなその取り組みが将来に向けて図られているなかで、実際のその区画を少し大きくするか小さくするとかってということも検討しながら見直しを図っていきたいと思っております。そういったなかで、いろんなことを想定されるなかで、料金を設定するなかで、ある程度の上限が必要ということになりまして、今回、上限の料金を設定して、利用料金制度の導入に向けて今回取り組むものがございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 利用料の、今のお答えでね、サービスの向上としてネット予約ができるようにすると。これが利便性、確かに利便性が向上すると思うんですが、そのために、それだけのためにですね、このような大きな変更が必要なのかということがあると思うんですよ。そこまでやんなくたってネット予約は、体制はね作れると思いますよ。例えばサービスの向上といえば、子どもからも1,000円という入場料取るわけですよ、いただく。ところが、あそこには子どもが遊べるような施設は全くないですよ。あったとすれば、築山がごろごろあそこの芝生が張ってありましてね、あそこから滑り落ちるというような遊びができるぐらい、涸沼でも遊べないと、そういうことを考えると、一体その利便性というかね、楽しめる形っていうのはどうなのかなと。ネット予約だけでこうだという説明はね、どうも納得できませんけども、改めてね、その利用料の4項目の中に、細部にわたってね柔軟に対応するというような考え方が含まれてないんですけども、これをどうやってしっかりと位置付けていくのかっていうことが問われていると思います。その辺を伺います。

○議長（飯田英樹君） 菊地議員、これ3回目になりますけども、先ほど答えがありませんでしたので、もう1回やるのであれば。

町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 菊地議員のご懸念はもったもな事だと思っております。インターネットの予約ができるだけでこれだけったら、こればつたくりになってしまいますから、おっしゃるとおり

で、もともとそのインターネットの予約ができてないというところも問題があったということ、まずはご認識いただいて、これは地元の皆さん方が悪いという意味じゃないですよ。時代にそぐわないじゃないですか。そして、それを地元の皆さん方にやれったって、なかなかこれできないじゃないですか。それも一つ含まれてるんですよ。こういう専門家の皆さん方を入れるということは。

それから、これ2万円って、1区画2万円って見ると非常に高く感じますけども、あくまでも上限設定であって、これ何回もここで申し上げて、もう耳にタコができたでしょうけども、すなわちお盆であるとかゴールデンウィークであるとか、そういういわゆる繁忙期、もう何十倍といういわゆる予約が殺到する時と、それから閑散期、今日のようなこの雨降りの時の、もうほとんど人が、予約がない時と同じ料金ということ自体が、もうそもそも、どうです、皆さん、それはもうとてもとても成り立たないじゃないですか。そしてこれ、今まで行政の考え方としては、何かお金、議員が言われるように、1人1,000円ずつ取るんだからしっかりサービスせえよ、これもう当たり前のことでありますけども、何かお金を徴することが悪いとか、悪いことのように聞こえたような時代がありましたけど、例えば私ども、御存じのように、皆さんのご理解を得てサンビーチのいわゆる駐車場も今度は夏休みの、すなわち海水浴期間だけでなく3月からこの土日を取るようにいたしましたけど、しっかりこのサービスで返すという、すなわち責任もそこに生まれるということをおそらく議員はご懸念を抱いていらっしゃると思いますが、私も当然そのことは、これだけ1,000円というお金をいただくわけですから、子どもさんにどう向き合うかということは当然事業者と共にしっかり考えていくというのは、指定管理者と共にしっかり考えていくというのは、これ当然のことですから、私どももしっかりやっていきますし、細かくこの四つになったということは、いわゆる先ほど議員が冒頭おっしゃったように、条項の中に町長が認めた時とありますから、私どもこれ、安易に、じゃあ今日2万円で明日5,000円にしますよとか、こんなもうくるくる猫の目の変わるような形がいいのかどうかも含めて、すなわち例えばシャワーについてもこの利用料金の中にも含めるとか、いろいろなことこれ柔軟に対応できるというのはそういうことでありまして、すなわち私どもでしっかりそれは計画性であるとか、さらには、何故その料金なのかとかいうことを、十分に事業者、すなわち夕日の郷松川協議会の皆さん方から意見聴取をした上で認めていくということでありますので、もう、のべつもなくに何か、今日あの人来たからいくらで、明日はあっちの人来たからもっと安くするとか、そういう何かでたらしめな話ではなくて、十分にこの運営できるような環境を整えていく、そして、もう当然黒字化を目指していただくということであります。

それから、最初のご質問で議員のほうからこのいわゆるキャンプやられる方々だけの利便性ということでお話ございましたが、決してそうではなくて、今、議員にもいろいろご協力いただいておりますが、あの売店について、もう協議会の皆さん方に非常にご不便をおかけしておりますが、あのスペースでとてもとても黒字化図るっていうのは非常に難しいということ言われました。最初のスタートからして難しい運営を強いたわけでありまして、あの隣の部分、すなわちその事務的スペースがございまして、あそこまで少し拡充をして、売店を広げるというようなお話がありますので、地元の皆さん方はあそこにもっと納入できる環境が整う。そして、今いらっしゃる

お客さん方も、今度は商品アイテムが増えてくるわけですから、そのいわゆる品目が追加された部分で、すなわち消費を楽しむことができるという、そういう環境を作りたいというように思っております。当然この支出につきましては、町で財政負担することなく、奥のすなわち畳の所なんかも、もうほとんど何か物置みたいになってしまって非常に残念な環境で、これも決して地元の皆さんというよりは最初の設計が私としてはどうなのかなってというような、そういう思いにかられるところでもありますけども、こういうものについても事業者が資本投下してもいいというようなお話をいただいておりますので、私どもとしては、しっかりそこは契約を結んで、しっかりと地元の皆さん方が活用できるような、今活用して、今いわゆるボランティア的にお手伝いいただいている皆さん方が、非常に使い勝手のいい施設で、そしてお越しいただく皆さん方、これはキャンプをやられる皆さん方ばかりではなくて、すなわちお買い物に来ていただく皆さん方にもつても、あっ変わったなと、いい意味で非常に飛躍したなといわれるような環境の提供を私どももしっかり進めていきたいというふうに思っております。

そしてもう一つ加えていうならば、このキャンプ場の配置ですけど、現時点で問題がなかったっていうのが非常に不幸中の幸いといわれておりますけども、もう区画もどっか、区画するだけでなく、大体このエリアってということで予約者が自由に選ぶような環境になっています。あれ、ほかの地域で、例えば都市部なんかでやると、もう絶対にいざこざになったり、早いうち来て、早いもん勝ちみたいになってますので、こういうものもインターネットで併せてどの位置ということが早めに予約できるような環境を整えるということが私は大事だと思っておりますし、また、このキャンプに関して、前衛的なこと一つ学ばせていただきましたけども、本来ならばドタキャンというのがありの世界、ですから全国各地の自治体が運営するキャンプ場が、なかなか黒字化できないというところがあります。例えば、明日晴れだと思ったら雨だと、もうドタキャンありの世界ですけども、もしドタキャンをされた時には、すなわち現金でお返しするのではなくて、今後例えばクレジットカードで課金をして現金でお返しするのではなくて、半年とか1年の、これは法定期限というのがありますから、その法定期限内のクーポンを発行することで、もう一回来れるような、また再予約ができるような、そうすることで収支に見合った形の運営ができるということ、収支がしっかり見合って黒字化が図ってこれれば、サービスもしっかり提供することができますので、そういう環境も整えられるというようにお話もいただいた上で私どものご提案だということをご理解いただいた上で、是非議決をいただければというふうに思っております。いろいろありがとうございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 料金の設定、町長が今説明されたね、時期的な問題とか、状況に応じて、柔軟にという。例えば、あしかがフラワーパークありますよね。藤で有名ですけども。ただ、やっぱりあの藤も、満開の時もあれば、全くそれが終わってしまってね、全体楽しめないような状況、その時はやっぱり料金を変えてますよね。あれはなかなか考えたなというふうに思っています。そういうふうに私、受け止めておりましたので、是非それがいいと思います。

ただもう一つ、もう一点は区画ですね。10区画ですけども、これをあの敷地の中でどういうふう

に区割りしてるのかということ、図面でね議会に出していただきたいなというふうには、説明されただけではわかりません。今現在、多くのキャンプが張ってある場所というのは、入ってすぐ右側の芝生よりも奥のほうに多くのテントを張ってるんですね。そういう状況ですので、そのテントも非常に小さいテントですのでね、これが一体どうなるのかという、その区画、この図面を是非提供をお願いしたいと思いますが、伺います。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 今おっしゃいましたどういうふうな利用をしていくかということについては、当然、議員の皆さん方にお示しをしたいと思っております。これはおそらく事業所が、今度ホームページで公開して、どの位置に予約入れますかっていうような、そういうことも完結されてくると思いますし、また、料金についても、これ、ここで皆さん方にお認めいただければ8月1日から変えることができますので、この新体制について、例えばお盆の期間は、これどこでもそうですけど、ホテルでもほかの観光施設でも、お盆の期間は高くなるとかなんとかっていうことがありますから、そういうものの一覧につきましては、議員の皆さん方にしっかりご提示を申し上げたいと思っております。

また、適宜利用者の皆さん方のお声を広くお聞きになる議員の皆さん方でありますので、是非いろんなご意見をいただければ、私としても、すなわち協議会とこの行政だけのやり取りではなくて、第三者的立場に立った、そういう視点に立ったご意見として、しっかり受け止めて、私どもより良い施設の運営に努めてまいりたいと思っておりますので、これからもご指導のほどお願いしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第36号 大洗町松川交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第37号 大洗町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第37号 大洗町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第37号は、原案のとおり決しました。

○議長（飯田英樹君） それでは、ここで休憩といたします。再開は11時から再開とします。

（午前10時48分）

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第38号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第38号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

本案につきましては、対象火気設備等の位置、構造および管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まったことにより、全出力の上限を撤廃し、急速充電設備の充電対象を拡充するものであります。

また、消防法等の標識の重複設置に対処するための措置を講ずるものであります。

以上、議案第38号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第38号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第38号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例について、原案の

とおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、原案のとおり決しました。

◎議案第39号および議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第5、議案第39号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第2号）、議案第40号 令和5年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第39号および40号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和5年度大洗町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,442万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億4,517万6,000円とするものであります。

本補正予算案は、主に、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じてきめ細かに必要な支援を行えるよう、国が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し追加交付する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用して実施する事業に要する経費を計上するものでございます。

5ページをご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

2款総務費戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナポイントの申請期限延長に伴い、申請支援に要する人員の派遣費用として、委託料176万7,000円を追加計上するものであります。財源につきましては、全額国庫支出金で賄われます。

3款民生費社会福祉総務費の「子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金過年度返還金」につきましては、令和3年度および4年度の事業費確定により返還金が生じたことから、償還金について139万4,000円を追加計上するものでございます。

老人福祉費の「原油価格高騰対策介護保険施設等支援事業補助金」につきましては、エネルギー価格高騰の影響を受け、介護保険施設等における電気料等が高騰しているため、その高騰分を補助する経費として、200万円を追加計上するものでございます。

児童措置費の「物価高騰対策等保育施設支援事業給付金」につきましては、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受け、町内私立保育施設における給食の材料費と光熱水費が高騰しているため、その高騰分に対し給付金を支給する経費として、193万8,000円を追加計上するものでござい

ます。

4款衛生費保健衛生総務費の「原油価格高騰対策医療機関支援事業補助金」につきましては、エネルギー価格高騰の影響を受け、医療機関における電気料等が高騰しているため、その高騰分を補助する経費として、190万円を追加計上するものでございます。

水道事業費の「水道事業会計補助金」につきましては、エネルギー価格や物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を図るため、水道料金の基本料金について、7月から9月までの請求分を対象に減免するために要する経費として4,080万4,000円を追加計上するものでございます。

6ページをご覧ください。

6款農林水産業費農業振興費につきましては、農業者への支援として二つの事業計上をしてございます。

一つ目の「町土地改良区電気料金高騰対策事業補助金」につきましては、土地改良区の農業水利施設において、エネルギー価格高騰の影響を受け、電気料金が高騰しているため、その高騰分を補助する経費として250万円を追加計上するものでございます。

二つ目の「原油価格高騰対策農業者支援事業補助金」につきましては、エネルギー価格高騰の影響を受け、燃料費が高騰しているため、農業者にその高騰分を補助する経費として、400万円を追加計上するものでございます。

続きまして、水産振興費の「原油価格高騰対策水産事業者支援事業補助金」につきましては、エネルギー価格高騰の影響を受け、燃料費および電気料が高騰しているため、水産事業者にその高騰分を補助する経費として、2,175万円を追加計上するものでございます。

7款商工費商工振興費の「原油価格高騰対策貨物運送事業者支援金」につきましては、エネルギー価格高騰の影響を受け、燃料費が高騰しているため、貨物運送事業者に対し一定額を支援し、費用負担軽減を図る経費として、400万円を追加計上するものでございます。

10款教育費事務局費の「物価高騰対策学校給食費支援事業給付金」につきましては、物価高騰の影響を受け、町立小・中学校および幼稚園における給食の材料費が高騰しているため、その高騰分に対し、各学校の給食費会計へ給付金を支給する経費として、237万5,000円を追加計上するものでございます。

3ページにお戻り願います。

まず、歳入をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金5,245万6,000円、繰入金3,057万8,000円、繰越金139万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8,442万8,000円を追加補正するものであります。

7ページをお開きください。

続きまして、議案第40号 令和5年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

収益的収入および支出の予定額について、それぞれ30万4,000円を追加し、収入の水道事業収益

の予定額を6億7,497万5,000円、支出の水道事業費用の予定額を6億4,885万円とするものであります。

8ページをお開き願います。

先の議案、一般会計の補正予算でご説明申し上げました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金の減免を、7月から9月までの請求分で実施する事業といたしまして、収入の営業収益の水道使用料4,050万円の減額と、営業外収益で、その減額分と支出の営業費用にあります水道料金減免の周知に係るチラシの印刷代および配布委託料30万4,000円を合わせまして、4,080万4,000円を一般会計からの補助金として受け入れ、合わせまして30万4,000円を追加計上するものであります。

以上、議案第39号および議案第40号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書よりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第39号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 先日、少し、全体的ではありませんけれども、水産に関しても設問ないし質問させていただきましても、全体のなかでちょっとお尋ねをしたいのはですね、今回のいろいろな意味での電気高騰、また、いろんな諸問題、エンゲル係数が上がっているというような問題も含めた家庭全てにおいての、産業においての補助という形になりますけれども、その算定根拠としてですね、ちょっと6ページを見ていただきたいんですが、例えば農業振興費であったり水産振興費であったり商工振興費であったりしますけれども、この金額というものの算定根拠が産業構造から作られているのか、またはどういう根拠になっているのか。例えば小学生、中学生に対する給食の補助だったら、数ですからすぐわかりますけれども、この流れのなかでですね、振興費に対して、いわゆる原価の高騰、価格が高騰していますと。それにする支援なんですけれども、これの算定根拠というのをどこにおいてやられているのか。例えば、水産の全体的な売り上げなのか、例えば農業なら農業の全体的な農業総生産なのか、いろいろな数字はあります。または件数なのか。見方をどのように私も読んでいかかわからないところがあるので、算定根拠というのはどのようにして、このような構造にしたかお尋ねをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

算定根拠ということでございますけれども、今回の補助制度が3月末に公表されまして、4月中旬、その各担当課から事業の玉だしをいただきました。実は事業者支援につきましては、前回10月の臨時議会において事業をお認めいただきました。その後のですね流れで、例えば水産事業者の支援でございますけれども、燃料費につきましては令和4年10月から令和5年9月まで1年間の燃料購入費に対して上限としてそれぞれ、漁業者であれば3トン以上で10万円と、遊漁船業であれば10万円というような形で算定をしております。これは、金額につきましては、1リットル当たり何円

という形で上昇分を支援しているという形になってございます。ほかの事業につきましても同様に、この前回の支援と併せて、今回その上昇分について同じように計算をしながら支援をしているというところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。以前からの流れでやってらっしゃるということですけども、やはり産業構造と、あとはその産業構造からくるいわゆる経済効果っていうのがどのようになっているか、その経済効果を助けるためにこういう形で補助を出すというのが基本なんだろうと思えますけども。先日もちょっと水産の件で、全員協議会で質問しましたけども、例えば仲卸し業というところが2件対象者であったと。仲卸し業という業種をやっている、これは水産だけじゃないですけども、ほかの業種もある。または、仲卸し業、水産で限定してもいいんですが、そのほかで例えばですね直接販売をしたり、仲卸し業のみではない、いわゆる同じような業種がいくつもある、そういうところは算定根拠のなかに入っていない。そういう場合に、その税の公正性からすると、やはり何かの基準があってしかるべきだろうなど。反対の声が出たわけでも何でもありませんけど、というのは、それはもらっていることすら皆さんわかってない。うちがもらえないからうんぬんっていうことでほかの人たちが疑問に思っているわけではない。それは何故かという、こういう制度そのものが、あんまり表に出てません。ですけど、そのあたりはどのように、税の公平性というのを考えられてこういう算定にしたか、もう一回だけお答えをいただいて終わります。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 坂本議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

このエネルギー高騰分につきまして、直接的に電力とか上昇分を事業に転嫁できないところは、いわゆる一次産業、二次産業については、我々のほうでしっかり玉だしのなかで支援をしていこうというふうに考えております。今おっしゃられている水産卸し業という三次産業につきましても、やはりそのエネルギー転嫁分を料金に反映できないところを要綱でしばってやっていくようになるかと思えます。以上です。

○11番（坂本純治君） 終わります。

○議長（飯田英樹君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 私も坂本議員の質問の関連になるんですけども、今の商工費、商工事業に対するこういった支援というか、この対策というので、個人事業、個人商店、飲食業であったり、理容・美容、なんかそういったところに目を向けていただいたことがなかったなっていうふうに思っております。あと、その価格転嫁ができれば、そっち、料金乗せれるからいいんじゃないかといっても、そう簡単に料金って上げられるもんじゃないですか。それについての見解を教えてくださいたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、櫻井議員のご質問に答えさせていただきます。

私のほうからは、個人商店等々についての支援といったお話について答えさせていただきたいと

思いますけれども、町の個人事業主の商店等につきましてはですね、今年度は行う予定はございませんけれども、昨年度、一昨年度、それから3年前にもですねプレミアム付商品券等々の発行等で支援させていただいた経緯がございます。以上でございます。

○議長（飯田英樹君） 6番 小沼正男君。

○6番（小沼正男君） 先ほどのですね坂本議員の関連のような話なんですけれども、そのなかで農業費の土地改良区電気料金の高騰対策事業補助金ということなんですけれども、この算定根拠、本当に私もよくこれ見ると、えっ、これじゃ足りないですよという話なんですけれども、この算定根拠はどうやって出したんですか。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 小沼議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回ですね、大洗町土地改良区のほうのポンプ代、電気代の維持ということで補助のほうを創設を提案したところでございます。

この根拠でございますけれども、土地改良区のほうで、この期間かかる上昇分、エネルギーの価格が高騰する前の上昇分の金額のほうをご提示いただきまして、その2分の1を今回補助の内容になっているところでございます。

ただしですね、価格の上昇分の2分の1ということになっているところでございますけれども、現在ですね、国においてもですね支援メニューのほうを検討しているところでございます。そして、県のほうからもですね、改良区のほうにその要望のほうの調査が来ておりまして、申請をしているというところでございますので、国のほうで、またそのまま2分の1についてはですね、活用を考えていただきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 6番 小沼正男君。

○6番（小沼正男君） 2分の1の補助ということなんですけれども、課長がね、土地改良区はよくわかっていると思うんですけれども、そのなかでも神山地区の土地改良区は、ほかの土地改良区に比べて機場が三つあるというなかで、今年の整備費は大体5,000円、反当でプラスになるというような状況のなかでね、これで本当に賄えるのかどうか。面積が約80町歩からありますよね。これをね、ほかと比べると非常に水産業なんて2,100万もついているなかで、これで妥当ですか。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 再度の質問にお答えしたいと思います。

今回はですね、国からいただいている限られた交付金を活用するというなかで、町全体の農業、漁業、そして農業、農業以外の産業だつたりと踏まえましての検討結果とのことでございます。

昨年度なんですけれども、昨年度もですねこの臨時の交付金が国のほうから来まして、そのなかで改良区の維持管理についての補助については見送られました。結果としてですね、見送られたんですけれども、その後ですね、国のほうの補助金、そして県のほうの補助金ということが創設されまして、結果的にについてはですね、そこで賄えられたということがございます。今年度もですね、先ほどご説明しましたとおり、国のほうで支援制度、メニューを検討しておりますので、町と国とい

うことで、この補助金のなかですすね支援をしていきたいということでご理解をいただきたいと思
います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） すいません、マイナンバーカードについてちょっとお尋ねをさせていただ
きます。

収入で176万7,000円と、歳出で同じくということで、いろいろ今、全国でね問題がなってます
けども、来年ひもづけで保険証に転換なると。来年、保険証が交付されないというような話もテレ
ビでありましたけども、もしもマイナンバーカード登録してなかった場合は、課長、どのような対
策を今後とっていくか、お尋ねします。今どのぐらいのパーセンテージで大洗はマイナンバーカー
ド、登録があるかちょっとお尋ねしますけども、すいません、宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

保険証ですとか公金受取口座のひもづけた割合というのは、ちょっと役場のほうでもわからな
いんですけども、今、交付しているのが人口の71.3%までいっております、申請率だと81.1%、
県全体で交付率が72.3%、全国で72.4%となっております。

保険証のほうなんですけど、来年の秋に廃止されるということで、来年になっても通常どおり国民
健康保険の保険証ですとか、あと、後期高齢の保険証も発送いたします。7月ぐらいになると思
うんですが、それは取りあえず1年は有効ということで、その後は役所から保険証を発送するとい
うことは、なくなりまして、令和7年ですすね、そうなりますと保険証がなくて病院かかれな
いんじゃないかということなんですけど、その代わりに資格確認証というものを発行することになり
ます。ただ、この資格確認証というのが、市町村役場のほうに申請していただかないと発行する
ことができないと。しかも、1年しか有効じゃありませんので、毎年更新をするようになるという
ことで、これがちょっと不便かなと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。交付で71.3%ということで、申請で81.
1%、我が町もちょっとかなり伸びてますけども、一番懸念されるのは、独居の老人の方がき
つとね、できないんじゃないかなと思いますので、そこら辺のケアもねお願いしたいなと。マイ
ナカード普及のためにやった時に、町内ちょっと歩いてね、開設していただいてやっていただき
ましたので、そういう今度サービス、PRしなきゃなんないかなと思っておりますけども、宜しく
お願い、来年はまだね懸念されなと思いますけども、それ以降のところではやっぱり十分に行政
として補っていただければ、住民サービスとしては非常によろしいかなと思いますけども、課
長、再度の見解をちょっとお尋ねしますけども、宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 勝村議員の再度の質問にお答えいたします。

マイナンバーカード、今、申請されていない方って、確かに施設に入っている方ですとか、あと、

高齢の方なんかも多いと思いますが、現在も取り組んでいます、役場のほうに電話で申し込んでいただければ、ご自宅のほうにうかがって申請のほうをお手伝いしております。

それからですね、今年の4月1日からマイナンバーカード、交付のほうですね、役場の受け取りのほう、かなり緩和されてきて、例えばですね中学生、小学生、未就学児までは、親権がある方が代理で取りにこななければならないというのがあったんですが……すいません、こちらが、親権がある方が本人来なくても受け取りをやっていただければ大丈夫ということで、こちらが4月から高校生から高等専門学校まで広げられまして、こちら代理の方、家族の方が取りに来て、学生とかそういうのを預かってくるようになるんですが、それで交付ができるようになっております。

今後のさらに伸ばすというのは、広報等で、保険証のこともまだちょっと広報が足りませんので、こちら今後取り組んでいこうと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。100%いければよろしいかなと思ってますけども、お問い合わせがあれば自宅まで行ってやっていただくと、非常によろしい取り組みだと思いますので、今後とも続けていただいて、宜しくお願ひしたいなど。満額、100%できるように、努力しているのはよくわかってますし、今後とも、要望で終わりますけども、宜しくお願ひします。終わります。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 今の答弁を聞きまして、ちょっと疑問が出ましてですね、大体70%以上ぐらいが県、国、この町もそうですけども、ほぼ申請、申請は80%超えてますけども、約8割の方がマイナンバーカードを持っている。そうしますと、ひもづけもそこに健康保険もできる。でも、なぜこの20%が来っていないのかってのは、多分動けなかったり、先ほど話が出た独居老人のこと。先ほどの答弁のなかで、いわゆる資格証明は出しますよと。保険証の問題になった時ですね。別にそういった年配の人っていうのは、マイナンバーカードがなくても、そんなに大きな問題ではない。しかし、大事なのは保険証の問題。その資格証明は町に行かなければいけない、申請制度。今までは国民健康保険証は送られてきますよね。その違いっていうのは、どういうところでその違いをつくれるのか。さらに、そこは送ることができないのかどうか。個人情報であれば、多分健康保険でも同じ条件です。ですが、行けない人が取れないんだから、さらにそこに資格証明だけもらいに行くっていうことが可能かどうかという現実論として、皆さんその現場としてどうお考えなのか、このあたりをどのように、改善できるかどうかはまた別問題として、そういう疑問が今わかりました。答弁されて、課長、いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 坂本議員のご質問にお答えします。

資格証明書というものではなくて、資格証明書って今もある保険証の滞納などがある場合、保険の資格だけはありますというもので、窓口で10割負担して後で7割分戻してもらうというのが資格証明で、今回の保険証廃止に伴って新しくできたのが資格確認証というもので、こちらは保険証と

同じように利用できまして、窓口負担は、3割の方だったら3割ということで医療を受けられることができます。

あと、資格確認証をどうやって交付するかということなんですが、今のところ、制度として周知されているのが役所の窓口に行って交付するという事になっていきますので、被用者保険だったら勤め先とかそういったことだと思うんですね。ただ、そうですね、今後、郵送もできるとかそういったふうに柔軟に国のほうでは運用をちょっと検討していただきたいなと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。現場っていうのは、皆さんやっぱり同じように、僕らと同じですよ、考え方は。それを国に要望するのは、じゃあ皆さんたち、例えば県を通して国のほうにこうしてくださいとか、そういう要望できるような機関って皆さんの組織の中であるんですか。多分ない、少なくとも現場の意見のいろいろなアンケートとか何かあるかもしれませんが、そういったその組織論としてね、もう少しやっぱりこれは国、県も含めてなんですけども、その現場の声がもっと反映できるようなね、今の首相はちゃんと皆さんの言うことききますよっていいながら、なんかあんまり聞いてないっていう冗談みたいな話もありますけども、それは冗談ですけど、現場がね、現場の声がちゃんとしっかりと上に上がるようなね、システムづくりっていうのはね、やはりこれ政治家の質、政治家がやんなきゃいけないんだろうなというふうに思います。ただこれは我々ではなく、やはり国や県の少し上部の政治家になると思いますんで、今後ともまた町長もまた努力していただきたいと思います。終わります。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今、質問されたことにまた重なるんですが、資格確認証を発行しますよね。課長のほうでは、郵送でも、役場に取りにこなくてもできるようにしてほしいと、その思いは私も同じです。むしろそうしなければならないと思うんですよね。保険料を納めているにもかかわらず、取りにこいというそういう態度、姿勢っていうのはどうかなと、今までの姿勢を全く逆にするわけですから、そういうことがあります。そして100%納めていたとしてもですよ、場合によっては医療現場で10割負担ということもあり得るといのが、今いろいろと問題になっていますよね。是非とも私も同じですので、国保連合会などを通してですね、国への働きかけを進めていてもらいたいというふうに思います。これは大洗だけじゃなくて、ほかの市町村の国保の担当の方も同じ思いではいるんじゃないかと思えます。

それが一つと、もう一つは、マイナポイントの事務支援ですけども、このスタッフ派遣委託料って、これは何人おられるのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

スタッフですが、今、会計年度任用職員が4人おりまして、今回の業務委託するのは民間の派遣会社をお願いするという事で、お一人を予定しております。9月までで、これマイナポイントの

締め切りが9月までになりましたので、9月までお願いするというところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 会計年度任用職員、町の職員のこういう方にやらせると、もう一人、全く関係ない人にも扱ってもらおうということです。このマイナンバーカード、あるいはマイナンバーそのものの扱いは非常に厳重だったと思うんですよね。私も3月議会で、どういう手続で住民に交付したのかという、あえて質問しました。これは各個人にしっかりと書留で送られて、しかも扱える人も、これ限定するというような、誰でもそのナンバーに触れるようなことがないよという、そういうことが求められたんですよね。それなのにですよ、このカード発行促進するために、民間の全く関係ない方に、個人のマイナンバーですよ、マイナンバーそのものを扱わせていいのかという、そういうことにつながっていくんじゃないかと。お金が出るからそういうことに使うって、だったら任用職員をきちんと対応させるということで、公務員ですから、その責任を自覚していると思うんですよね。そういうことでなければならぬと思いますが、この辺はどういうふうになっているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの取り扱いなんですけど、町に届いたものも厳重に管理しておりまして、私の後ろに金庫がありますので、毎日そこで施錠しております。

民間の方にマイナンバーカードの取り扱いをお願いしても大丈夫なのかというところなんですけど、こちら、国のほうで推進計画というか推奨しておりまして、どんどん民間の方も使って、マイナポイントですとかマイナカードの普及を頑張ってくださいということで今なっております。この委託をする派遣会社の方なんですけど、やれるのは本当にひもづけとマイナポイントの付与のみで、住基ネットの端末をいじるとか、そういったことは議員おっしゃられたとおり正職員と任用職員2人ぐらいで、大体5人ぐらいに限られていますので、そこまで個人情報に触れることはございません。見るとしても、マイナンバーカードの天面に載ってることぐらいです。お名前と生年月日とご住所ぐらいです。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） これはあくまでも国がね、国のほうで、もうやみくもにこのカードの発行数を、とにかく増やそうということでポイントをつけながらね、それがいろいろその進め方によっていろんな問題が発生しているという、そういうことがいわれているんですよね。これはまだ9月までということで、残り少なくなってきたなかで、まさに国が推奨するという形で、推奨ですよ。だから、やんなくてもいいんですよ。できたらやったほうがいいんじゃないですか、金をつけますからってということなんです。ですから、それは個人のナンバーですからね、しっかりとそれはそういう方に、関係ない方にはね、そこには携わらせないという、そういう立場を、最後まで、あと9月までですからね、こういうやり方はやっぱり止めるべきではないかと、任用職員でしっかりとそこら辺は確保して、この業を進めていくべきではないかということをお改めて私は求めたいと思いま

すが、それはどうでしょうか。考えますか。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 任用職員なのですが、会計年度任用職員というぐらいでして、基本的に4月から翌年度の3月まで、会計年度で採用するということになっていまして、このマイナポイントにつきましては期限が切られて、9月という中途半端な時期になっていきますので、こちらは補助金のほうもありますので派遣会社のほうにお願いするという方針で決めております。以上です。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第39号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第39号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第40号 令和5年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） それでは質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第40号 令和5年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第40号は、原案のとおり決しました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第6、議案第41号 4国補道改第5-1-14号橋梁修繕工事請負契約の締結について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第41号 4国補道改第5-1-14号橋梁修繕工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧願います。

本案につきましては、4国補道改第5-1-14号橋梁修繕工事の請負契約を締結するものであります。契約の方法については、指名競争入札により令和5年5月12日に入札会を執行した結果、愛功建設株式会社が7,800万円で落札し、これに取引に係る消費税および地方消費税の780万円を加えました8,580万円にて請負契約を締結するものであります。つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第41号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第41号 4国補道改第5-1-14号橋梁修繕工事請負契約の締結について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 詳しい質問云々よりもですね、どのようないわゆる工事をされるのか、強化するために、どの部分をどのようにやって、さらにそれによって強化度がどのぐらいになるのか、そのあたりの工事のちょっとした概要で結構ですからお尋ねをしたい。

また、これはちょっと参考なんですけど、これは予算としては国でしょうか。何%出るか、割合も含めてなんですけど、お尋ねをしたい。

それとですね、先ほどあったかもしれませんが、ただ、もう一つは、設計単価って実際にはどのようになっていたのかお尋ねをしたい。そこだけの話であります。これは参考値でお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

工事の内容でございますけれども、今回の橋梁修繕工事は塗装の塗り替えがメインでございます。塗装の塗り替えと、あと、床版、橋の床面ですね、このコンクリートのひび割れの補修、それと高欄、転落防止の横についている高欄ですね、こちらを撤去して入れ替えるというような修繕工事を予定しております。

ご質問の財源でございますけれども、これは国の補正予算を活用しております、55%が国費でございます。

設計段階でどうなっていたかというような最後のご質問だと思うんですけども、こちら修繕工事ですので、設計段階でこの補修を見込んでいるわけではなくて、今後も長く使っていくために定期的に行う修繕工事でございます。以上でございます。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

○11番（坂本純治君） はい。結構です。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか、ほか。8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） これ、場所はあれかな、大洗ホテルから上がってきて、大洗神社の敷地のほうに架かるあの橋ですね。はい。それで、これ、国のほうで55%の補助が出るということなんで

すが、あそこの利用度、どのぐらい年間にね、車が何台とか、人が何人とかって、そういう利用度っていうのはわかります。多分わかんないと思うけど。あのね、何かな、すごく利用度が少ないような気はしてるんですよ。だから、これ金額に見合って、例えばね、極端な話ですよ、あれを撤去しちゃって、下を通っていただくというような方向も考えれば、これもまた何年後かにまた同じぐらいの金額がかかりますよね。そういうものは検討されなかったのかどうか。その辺のちょっと考え方を伺いたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

交通量、使用度ということでございますけれども、把握はちょっと今のところしてございません。年末年始、参拝される方の時期は非常に多いかなとは思いますが、通常は比較的少ない利用者かなというふうに認識をしております。

もう一つ、金額が少し高くて、また何年後かに同じような修繕が必要なのであれば、橋梁を撤去するというような考えはどうだという質問だと思うんですが、実は今回、少し高上がりになっている理由が一つありまして、こちらの塗装にPCBが含まれていることがわかりました。このPCBの処分が令和8年度までには処分しなきゃいけないということから、今回の塗装の塗り替え工事は、通常、表面の塗装、3層塗装しているうちの1層、2層を剥がして塗り替えるんですけども、今回は全ての塗装をきちんと剥がして、きちんとPCBを処理するということから、非常に高額な補修費になっております。ですので、次回の塗装塗り替えの時には、ここまでの金額はかからない予定です。参考に、平成26年度、前回塗り替えている工事は1,500万程度で実施しております。ということから、この8,000万ちょっとという工事が、また何年後かの塗り替えで生じるといって、そこまでは生じませんが、やはりこういったランニングコストはかかってきます。そういったなかから、橋梁をどうするかというのは、比較検討しながら今後も維持管理していきたいと考えています。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか、ございますか。10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。うちの近くだと思うので。通行止めにしてやるのかな。ちょっとそれ聞きたいんですけど。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えします。

ただ塗装を塗り替えるだけであれば通行止め必要ないんですが、今回その高欄、転落防止の柵を取り替える工事しますので、そのタイミング、撤去しちゃっている期間についてはどうしても危険が伴いますので、通行止めになります。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 東光台地区なんで、使用する方もきっと、頻度は少ないですけど、和田議員から出ましたけども、頻度は少ないけども通行している方もおりますので、撤去の期間をなるべく短くしていただいて、通行止めの期間をね、お願いしたいなと思いますけども、その辺の配慮を

ちょっとお願いしたいなど。僕もたまに通りますけども。あと、神社を使う方もあそこをきつと使う方もおりますので、その点の考慮を課長ちょっとお願いしたいなと思いますけども、いかがですか。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 再度のご質問にお答えいたします。

通行止めの期間は、利用されている方いますので、できるだけ短い工程で実施できるように、今後、受注者さんと協議してまいりたいと思います。

あとは、片側交互通行というようなご相談、ご質問もございましたが、高欄を撤去する、PCBが含まれている関係から撤去してきれいに剥がして処分するんですけども、やはり両側の高欄を同時に施工することになる予定でございますので、どうしても片側というわけにはいかず、全面通行止めの期間が一定期間生じると思います。そのために周知等は十分に差し上げながら、利用者のご不便ところをご了解いただきながら工事を進めていきたいと思っております。以上です。

○10番（勝村勝一君） 終わります。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第41号 4国補道改第5-1-14号橋梁修繕工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり決しました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第42号 大洗町立南中学校空調設備改修工事請負契約の締結について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第42号 大洗町立南中学校空調設備改修工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

本案につきましては、大洗町立南中学校校舎の空調設備改修工事の請負契約を締結するものであります。

契約の方法につきましては、指名競争入札により令和5年5月12日に入札会を執行した結果、株

式会社大貫工務店が7,490万円で落札し、これに取引に係る消費税および地方消費税の749万円を加えました8,239万円にて請負契約を締結するものであります。つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第42号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第42号 大洗町立南中学校空調設備改修工事請負契約の締結について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） お尋ねしたい内容は、今回この令和6年2月28日までが工期という形に、ここに書いてあると思うんです。議会決議の翌日から、工期に関してですね。4ページになります。その裏面ですけども。この空調の問題っていうのは、具体的な学校施設のなかで、もう本当に温度が上がってしまったりとか、動かなかったりとかっていろいろあるかもしれませんけども、そういうところで救急性があるのかどうかというのをまずお尋ねしたい。

さらにですね、工期が2月28日までになって、この流れですけども、いつやるのか、通常ですと夏休みなんだろうと思うんですが、そのあたりの限定がどのようにされているのか。救急性はどのぐらいあるのか、そこをまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 深作和利君。

○教育次長兼学校教育課長（深作和利君） まず、工事のですね救急性がどうかというご質問でございますが、実はですね、去年の夏にですね職員室であるとか保健室であるとか、その空調のほうでですね室内機のほうから異常音と異臭ですか、異臭のほうが発生してしましまして、不具合が確認されました。そういうことで、現在はですね、最小限の修繕を行いまして運転しております。また、同時期にですね武道場においてもですねエラーが発生しまして、やっぱりそのときの室外機の不具合というようなことがございまして、今現在、動かせるだけの修繕をして稼働しているということですので、緊急性があるというようなことで考えております。

工期につきましては、まずですね、緊急性がありますので、早急に行いまして、ですけれども年度内の工期を設定して今発注しているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。確認だけあります。

もう一点確認したいのはですね、多分ここは、株木と大貫さん、JVの工事だったと思いますけども、当時のエアコン関係、こういう空調設備関係は、そのままJVのほうでやられてたのか、また別な業者が施工されていたのか、そのあたりはどのようになっていたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 深作和利君。

○教育次長兼学校教育課長（深作和利君） 申し訳ございません、私の知り得るところではですね、

わかりませんでした。JVで行っていたということは今確認とれましたので、業者名はちょっと、今は控えておりますので申し訳ございませんけども。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。今も脇からちょっとありましたけど、確か私の記憶では、JVはJVとして全部の仕事はあれですけども、設備関係は設備関係で業者が入っていたんじゃないかなというふうに私は認識がちょっとあったものですから確認したかった次第であります。しかし、その際であったとしても、多分JVのなかの下請けとしてやられてたんだろうと思うんで、今回は単なる、一いわゆるこの地域の業者ということで、JVまで組む必要はありませんから、そのあたりの確認だけで終わりますので。

○議長（飯田英樹君） ほか。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 改めて伺いますが、今、緊急性があるということで職員室、それから武道場の室外機の不具合、これは緊急性があるということですが、この7,800万、7,400万、合わせると8,200万の工事ですが、全体的にどういう空調の工事なのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 深作和利君。

○教育次長兼学校教育課長（深作和利君） 再度のご質問にお答えします。

先ほど武道場と職員室というようなことで主な説明をさせていただきましたが、今回の4ページにもありますように、工事内容としましては、エアコン改修、冷却等更新工事、冷温水発生機改修工事、自動制御盤設備改修工事、それとですね空調設備改修に伴う建築工事、屋外の防水や内装改修ということで、多岐にわたってございます。冷却等更新工事であるとか冷温水発生機改修工事等ですね、冷房の熱源や暖房の熱源を発生するですね大事な部分の改修でありますので、こういった工費になってございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それはね、多岐にわたっているのはわかるんですよ。この空調、南中学校の空調設備の今回の工事は、校舎全体の中でどういうところを空調を改善するのか、この職員室と武道場のこれだけじゃない、これだけで7,400万もかかるのかっていうことになっちゃうんですけども、それだとそう言ってほしいんですけども、そうじゃなくて違うところ、校舎全体を見てどうなのかというところは説明してほしいんですよ。むしろ先ほどの41号もそうですけども、42号も、やはり資料ね、資料をつけてくれたらね、私たちももっと議論しやすいというふうに思いますが、その点は、そしてもう一つは財源ですね。先ほどは41号は国から55%ってありますが、今度のやつはどのぐらい国からの補助があるのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 深作和利君。

○教育次長兼学校教育課長（深作和利君） 再度のご質問にお答えします。

工事の内容でございますけど、私のほうで主な改修場所ということで職員室であるとか保健室であるとか武道場というようなことを説明いたしました。全校舎、全体についてのエアコンの改修ということでなっております。ですので、その部分的なものということよりもですね、南中学校の

ほうは平成12年の建築以来です22年更新してございます。基本的に空調設備の更新というのは15年ということですので、それを経過して校舎全体としての不具合が発生しているということですので、全体に及ぶ改修工事ということでご理解いただきたいと思います。

それから、財源につきましては、国庫補助が入ってございまして、こちらはですね対象工事のですね部分にはなりますが、3分の1の国庫補助ということになってございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 改めてこの機会ですから、校舎がね、改めて終わったならば、是非とも校舎の、体育館のね、これ70%以上の国の補助が出るということで文科省のほうでもこれ進めているんですよね。なかなかそれが利用されないということで、避難所になっているわけですから、これ終わったら是非やってほしいと。

もう一つは、先ほどの41号と関わるんですが、今回、大貫工務店さんが落札された。この今回、指名競争ですけども、指名競争の企業としては先ほどの41号にも指名した業者、これらは今回の工事には、学校のこの改修工事にはなかなか技術的な問題があって指名できないというような、そんなことで考えて、そういう状況だったのか伺います。

これ例えば大貫工務店さん、そして大川設備さん、ここで指名されていますよね。例えば大貫工務店さんが41号で落札したならば、今度はこの42号でも落札、二つ落札することになっちゃう。ですから、一つの企業が二つの工事を落札するというような、こんな状況が生まれる可能性がありますよね。ですから、そういうことを考えた時に、やはり多くの企業が町内にあるわけですから、その企業が分け合って仕事が取れるような、競争を通じてですよ、競争の通じてですよ、当たり前じゃないですか、それは。競争を通じてのよ、そういう仕組みになるべきではないかと。二つが取れるような在り方、それこそが競争という…。

〔「原理に反する」と言う人あり〕

○12番（菊地昇悦君） そうそう、原理に反するという、ただいま勝村議員からの助言がありましたように、私はそう思いますが、この点についてはどういうふうに考えて指名されたのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 深作和利君。

○教育次長兼学校教育課長（深作和利君） まずですね、この南中学校の空調のほうの指名業者についてでございますけども、こちらはあくまでも管工事という工事でございますので、管工事に該当する業者を選定するということになってございます。それでですね、1,000万円以上超えている工事ということでですね、町のですね選定に関わる規定がございまして、1,000万円以上の管工事の工事につきましてはAランクの業者ということですので、町内におきましては大貫工務店さんと大川設備さんと双葉エンジニアリングさんということですので、それプラスですね、3社ということにはいきませんので、今度はですね県内に本店を有する管工事の評定の上位5社ですね、県内には評定1,000点以上ということで選定したわけですが、5社しかいないというか5社ありますので、そちらを選定したということになっておりますので、今回この工事は管工事という工事でありますので、この業者であると。先ほどの41号につきましては土木というような工種になってお

りますので、指名の業者は違うということになっております。

また、二つ目のご質問でございますが、仮に両方、例えば同じ業者が、指名のなかから業者が取るといこともですね、制度上可能でございますので、ご説明いたしたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第42号 大洗町立南中学校空調設備改修工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、原案のとおり決しました。

◎報告第2号ないし報告第5号の上程、報告

○議長（飯田英樹君） 日程第7、報告第2号 令和4年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 令和4年度大洗町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、報告第4号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第5号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書について報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 報告第2号から報告第5号までの令和4年度繰越計算書4件について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第2号 令和4年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

4款衛生費の出産・子育て応援給付金事業につきましては、国の補正予算に基づき、翌年度にかけて事業を実施するため、501万9,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金418万2,000円、一般財源83万7,000円でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、ワクチン接種を4月以降も継続して実施することから、5,615万6,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金5,615万6,000円でございます。

7款商工費の町営キャンプ場管理運営事業につきましては、大洗キャンプ場へのトイレ等の設置工事について、世界的な原材料の品薄等の影響により、工事完了が今年度となるため、2,145万円

を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、既定の収入特定財源として、キャンプ場指定管理者納付金1,600万円、大好きです大洗基金繰入金545万円でございます。

8款土木費の町道整備事業につきましては、3月議会において追加計上しました国の補正予算配分の増額分につきましては、着工が今年度となるため、3億1,604万円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金1億6,800万円、地方債1億4,200万円の合計3億1,000万円、一般財源604万円でございます。

防災子ども安全まちづくり事業につきましては、地権者との用地交渉に時間を要しているため、6,225万2,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金2,826万9,000円、地方債2,830万円の合計5,656万9,000円、一般財源568万3,000円でございます。

防災集団移転促進事業につきましては、関係機関との協議や住民との合意形成に時間を要しているため、570万2,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金282万円、一般財源288万2,000円でございます。

都市構造再編集中支援事業につきましては、地権者との用地交渉に時間を要しているため、2,196万1,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金1,096万3,000円、地方債980万円の合計2,076万3,000円、一般財源119万8,000円でございます。

公園費につきましては、公園の点検業務において、遊具の点検計画の見直しに時間を要したため、23万9,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、一般財源23万9,000円でございます。

10款教育費の校務支援システム整備事業につきましては、半導体不足によりサーバ納期が遅延し、完了が今年度となるため、468万1,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、既収入特定財源として大好きです大洗基金繰入金468万1,000円でございます。

南中学校空調設備改修事業につきましては、3月議会において追加計上しました国の補正予算に基づき実施する事業であり、着工が今年度となるため、8,739万5,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金2,356万6,000円、地方債4,640万円の合計6,996万6,000円、一般財源1,742万9,000円でございます。

第一中学校照明設備改修事業につきましても、3月議会において追加計上しておりますが、国の補正予算に基づき実施する事業であり、着工が今年度となるため、5,069万9,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金1,683万2,000円、地方債3,310万円の合計4,993万2,000円、一般財源76万7,000円でございます。

続きまして、報告第3号 令和4年度大洗町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、ご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

社会資本整備交付金の交付決定を受けて実施している事業について、令和3年度から4年度へ繰越事業を、さらに5年度へ繰り越す必要があるため、事故繰越しとして繰り越したものであります。

町道整備事業につきましては、駅前の舗装修繕工事におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、技術者や資材の手配に不測の日数を要したことにより、年度内の完了が困難となったため、事業費2,951万9,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、既収入特定財源として地方債1,441万円、未収入特定財源として、国庫支出金1,441万円、一般財源69万9,000円でございます。

続きまして、報告第4号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

公共下水道事業につきましては、磯浜地区枝線管渠工事において他事業との調整に時間を要したことから、総額で3,498万3,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金780万円、県支出金10万円、地方債1,680万円の合計2,470万円、一般財源1,028万3,000円でございます。

また、那珂久慈流域下水道事業建設負担金につきましては、県事業の工事が繰り越しになることに伴い、町の負担金679万9,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、地方債630万円、一般財源49万9,000円でございます。

続きまして、報告第5号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書について、ご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

那珂久慈流域下水道事業建設負担金につきましては、令和3年度から4年度への繰越事業をさらに県事業の繰り越しに伴い、令和5年度へ繰り越す必要があるため、事故繰越しとして79万7,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、既収入特定財源として地方債70万円、一般財源9万7,000円でございます。

以上、4件の令和4年度繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項および第150条第3項の規定に基づき報告をするものでございます。

○議長（飯田英樹君） 以上、町長からの報告のとおりでありますので、ご了承いただきたいと思います。

◎報告第6号の上册、報告

○議長（飯田英樹君） 続きまして、報告第6号 令和4年度大洗町土地開発公社の決算報告について報告を求めます。副町長 関 清一君。

〔副町長 関 清一君 登壇〕

○副町長（関 清一君） 報告第6号 令和4年度大洗町土地開発公社の決算報告につきまして、ご

説明申し上げます。

11ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、令和4年度の事業報告書でございます。

「1. 事業の概要」でございますが、令和4年度は桜道地内の土地558.58㎡を町に売却いたしましたほか、公社所有地の維持管理を行いました。

次に、「2. 庶務事項」でございますが、役員7名、職員2名、いずれも町職員の兼務により運営をしているところでございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと存じます。

令和4年度決算報告書についてでございます。

収入支出とも主な「区分」と「決算額」により、ご説明を申し上げます。

収入の第1款第1項の公有用地取得事業収益2,385万8,603円でございますが、先ほど説明しましたとおり、桜道地内の土地558.58㎡を売却したことによる収入でございます。

2款第1項の受取利息343円は、預金利息でございます。

第3款の借入金につきましては、借り入れがございませんでした。

第4款の繰越金は、前年度から938万8,752円を繰り越したところでございます。

以上、収入の決算額の合計は3,324万7,698円でございます。

続きまして、支出の主なものについてご説明を申し上げます。

第1款第1項の公有用地取得費でございますが、新たな土地の取得はございませんでした。

第2款の販売費および一般管理費といたしまして、6万7,640円を支出しており、これは公社が所有しております土地の維持管理費用のほか、振込手数料、法人税等の事務経費でございます。

第3款の事業外費用、第4款の借入金償還金、第5款の予備費につきましては、支出がございませんでした。

以上、支出の合計は、6万7,640円でございます。

よって、収支差し引きである3,318万58円は、翌年度への繰越金とするものでございます。

続く13ページは、以上の決算から損益計算書、14ページは貸借対照表を、また、15ページはキャッシュフロー計算書を作成したものでございますので、説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しを願いたいと思います。

続きまして、16ページをお開きください。

財産目録について、ご説明を申し上げます。

資産の部でございますが、1の流動資産につきましては5,450万7,611円となっております。内訳といたしましては、現金預金として普通預金が3,318万58円、公有用地として、土地486.31㎡、2,132万7,553円でございます。固定資産につきましては、長期定期預金といたしまして、町からの出資金500万円でございます。これらを合計いたしまして、資産合計は、5,950万7,611円となります。負債はございませんので、正味資産といたしましては、資産合計と同額となっております。

17ページ以降の監査意見並びに参考資料につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

じます。

以上、令和4年度大洗町土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 以上、副町長からの報告のとおりでありますので、ご了承いただきたいと思います。

◎寄附の受入れについて

○議長（飯田英樹君） 日程第8、寄附の受入れについて報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 4件の有り難いご寄附を頂戴いたしましたので報告をさせていただきます。

匿名によって100万円、町政全般に対してお寄附として頂戴いたしました。

企業版ふるさと納税制度に係るご寄附として、水戸市城南の日新警備保障株式会社 代表取締役清水寿美さんから50万円、第2期海の街大洗創生推進プロジェクトの一助として頂戴いたしました。

また、イベントの誘致を私ども積極的に展開をさせていただいておりますが、イベントのいわゆる協賛金と申しますか、剰余金の一部をご寄附いただきました水戸市東赤塚フラットレーサーズ代表 吉田耕治さんより、一金30万円、町の観光振興の一助としてご寄附を頂戴いたしました。

そして最後になりますが、これまで長きにわたりまして我が町の振興発展にご尽力をいただきました大洗親交クラブが解散したことに伴いまして、その剰余金と申しますか清算金を全てご寄附頂戴いたしました。47万8,712円、教育振興の一助として頂戴いたしましたことをご報告させていただきます。

○議長（飯田英樹君） 以上で寄附の受入れの報告は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、明日13日午前9時30分より、3名の議員が町政を問う一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午後0時20分

